



つなぐちゃんベクトル

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会社内誌 臨時増刊 52号 2010.4.30 発行 社会政策研究所

=====

グループホーム学会の光増さんからメールが届きました。先日の第一回障がい者制度改革推進会議総合福祉部会に各委員から提出された意見書から、グループホームに関する抜粋です。多岐にわたり様々な意見が各委員から出されていますから、このような面倒な作業を本当は会議の事務局がやらないといけないのでしょうか。早速の作業を行い公開されていることに、感謝!感謝!

この部会は、次回は5月18日の予定です。この資料を手元に置きながら関係者の意見発表を聞くとわかりやすいでしょう【kobi】

議総合福祉部会意見書から グループホームに関する関係部分を抜粋

(石橋吉章さん)

身体障害者のグループホーム、ケアホーム制度充実の具現化として、住宅改善補助や補助人待遇改善を推進していただくとともに、現行法内の知的障害者のグループホーム、ケアホームを住居扱いとする事などの対策を講じていただき、すべてにホームヘルプサービスが入れられることも希望します。

(大久保常明さん)

グループホーム・ケアホームは、地域での欠かすことができない暮らしの場となっている。現在、重い負担となっている家賃等について、その負担を軽減する助成制度を創設する。

特別なニーズのある人たちへの支援強化

地域において、行動上の課題や医療的ケア、高齢化など、特別なニーズがある人たちが増えつつあるなか、特に、ケアホーム等を利用するこれらの人たちへの夜間支援、ホームヘルプ等の人的支援や訪問看護等の医療的ケア、通院支援(移動支援)などの体制を充実・強化する必要があると考える。

(小澤 温さん)

* グループホーム、ケアホームの地域生活の練習としての一時利用を制度化する。

* 地域移行に必要なグループホーム、ケアホーム、居住サポート事業の整備にあたっての誘導的な国庫補助事業を実施する。

(小田島栄一さん)

しかし厚生労働省は、知的障害者には「行動援護」や「ケアホーム」という見守りのための制度があるという理由から、重度訪問介護の対象拡大には否定的な見解を示し続けています。そうであれば、「行動援護」や「ケアホーム」という制度が、知的障害者にとってほんとうに使いやすい制度になっているのかということが問題となりますが、2つの制度

には下記のような大きな問題点があるため、知的障害者の長時間見守り介護の必要性に対して十分な施策とはなっていません。

ケアホームの問題点

ケアホームは、他の利用者との共同生活であること、多くの利用者に対して世話人が1人又は2人で対応する形であること、という2つの根本的な限界を抱えた制度であり、ケアホームを中心として地域移行を進めていく限りは、ケアホームで生活が可能なレベルの人しか地域移行ができないということになります。実際に私たちの関連団体が運営する4ヶ所のケアホームでは、他の利用者と同居ができない、又は常時1対1での対応が必要という理由から、利用者15人のうち5人がアパートやマンションの個室で世話人が1対1で対応する形で支援しています。そもそも1人で自由に暮らしたいという利用者の希望に応えられないケアホームという施策を中心にして、知的障害者の地域生活を考えていく方向性には大いに疑問があります。

(尾上浩二さん)

病院・施設から地域生活移行の促進と地域生活基盤の整備。脱施設化の時限立法

(河崎建人さん)

在宅、居住サービス利用者には、施設入所利用者の「補足給付」に相当する経済的援助(特定障害者特別給付費)がない。障害基礎年金2級のみの人の場合、自立支援医療費や医療保険の自己負担、住居費や食費・水道光熱費によって、手元に残るお金が3千円程度でしかなく、地域移行は推進できない。障害基礎年金2級のみの人でもアパートやグループホーム等での地域生活が可能となるよう、特定障害者特別給付費制度の対象にされたい。

(川村洋子さん)

・グループホームなど居住施設を充実する。

(門屋充郎さん)

地域生活の基盤整備のためのグループホーム・ケアホームの推進について
長期化している入所、入院生活の障がい者が、速やかに地域移行するためには、地域での生活基盤の整備が必要不可欠です。その基本となる整備に住宅の確保があります。グループホーム、ケアホームがあります。グループホーム、ケアホームの推進を図るための具体的施策を望みます。

(近藤正臣さん)

ケアホーム・グループホーム・福祉ホームの充実

- ・ケアホームとグループホームの報酬単価の抜本的改善を図ること。
- ・福祉ホームにおける運営に係る費用負担(利用者負担)や補助金等の市町村格差をなくすために必要な措置を図ること。
- ・新設および既存建物の改修・購入に係る施設整備費・補助制度のさらなる充実を図ること。
- ・グループホーム・ケアホーム・福祉ホームを統合してすべての障害者が利用できる地域生活ホームの創設

(斎藤縣三さん)

ケアホームにおけるヘルパー利用の時間数を拡大すること。

グループホーム制度は創出された時、グループホームにこれまでの福祉施設ではなく、家庭に代わる「家」として位置付けされたはずである。しかしながら自立支援法ではグループホーム・ケアホームは「家」から福祉施設へと大きく後退をしている。現在のケアホ

ームの生活支援員の仕組みではとうてい生活困難な重度障害者にとってケアホームを福祉施設ではない地域の中の「住宅」と位置付け、時間内制限を撤廃して家庭におけるヘルパーと同様の介助が保障されるようにすべきである。つまり、生活支援員のヘルプ時間を差引いた分は在宅障害者と同様にみとめるようにすべきである。

(坂本昭文)

グループホーム、ケアホーム

制度の一本化

ケアホームの制度に一本化し、区分判定によらず誰でも利用できるものとする事で地域移行も促進できる。

障がい程度区分1の方はケアホームが利用できない。区分1の方の適正な報酬単価を設定すれば、グループホーム、ケアホームという制度を分ける必要はない。

(佐藤久夫さん)

ケアホーム・グループホームを知的障害者・精神障害者に限らず身体障害者にも。

(清水明彦さん)

一人ひとりのその人らしい暮らしを実現するわがまちの「地域自立生活支援構造」づくりをすすめる

一人ひとりが生活主体者として、自宅でもアパートでもケアホームでも、それぞれの支援の輪のもとで暮らしていく、重症心身障害の人の地域自立生活を確たるものにしていくことが急がれます。必要な居宅介護(重度訪問介護)の給付量確保はもとより、住宅確保等住宅支援、十分安心して医療が受けられる手厚い医療支援、その人の意思を守る権利擁護支援等が整備される対策が必要です。

(田中正博さん)

1. 地域での安定した暮らしを支援するために

(1) グループホーム・ケアホーム利用者への家賃補助制度の実現を

障害者の地域生活移行・地域生活支援を進めるために、ケアホーム等における家賃助成制度の創設が必要です。廃案となった障害者自立支援法改正法案にも盛り込まれ、多くの人たちが期待をしている、入所施設の補足給付費相当の25,000円程度の家賃補助制度を早期に実現していくことが必須です。

(2) 地域生活のバックアップ拠点の整備を

グループホーム、ケアホーム、アパートでの一人暮らしで課題となる、急な体調不良やパニックへの対応、夜間・休日の緊急支援や危機介入、世話人の急用・急病時の代替えスタッフの派遣など、当事者はもとより、周辺住民からの要請にも対応できるバックアップ体制を整えることが必要です。さらに、障害の重い人が、施設・病院から地域への移行を進めたり、自宅から自立(自律)した暮らしへ移行するためにトレーニングが行えることも必要です。これらの機能を兼ね備えた拠点的なケアホームを整備し、入所施設に頼らない支援体制を確立することが求められています。

(中原 強さん)

グループホーム・ケアホーム利用の際の助成

・グループホーム・ケアホームへの家賃補助(特定入所等費用の支給)を求めます。

・グループホーム・ケアホームへの夜間支援体制の強化を^{もと}求めます。

グループホーム・ケアホーム推進のための関係省庁の連携

消防法施行令の改正でグループホームが社会福祉施設と位置づけられるようになったことにより、消防署の立ち入り検査をきっかけとして建築確認を求められ、建築基準法上の用途が問題

となっている自治体が出てきています。障害者のグループホーム・ケアホームは一般の戸建住宅を借りているところが大半であるため、建築基準法上の用途変更を求められると、場合によっては運営できない状況に追い込まれる可能性もあります。実際に建築基準法上の用途により、新規のホームが認められない自治体も出てきており、この課題についても、厚労省・総務省(消防庁)・国土交通省が連携して解決に向けた取り組みを行うよう求めます。

(西滝憲彦さん)

ろう重複障害者に配慮したグループホーム、ケアホームなど社会資源が絶対的に不足しています。ろう重複障害者のための施策づくりが必要です。

(3) GH・CHの「小規模加算」「夜間支援体制加算」を、利用者の安全確保のため、平成22年度以後も引き続き実施してください。

平成20年度までの経過措置とされている加算を継続してください。

現在、上記の補助金額はGH(CH)運営費全体の約15%以上を占めています。もし廃止されれば存続の危機に直面します。

上記の補助金を実施されている現状であっても、人件費が安価であるため世話人の確保、ましてや正規採用・夜間配置が困難です。増設による施設利用者の地域移行を進めたくてもできません。(自立支援法に掲げている地域移行を進めることが不可能)

(野沢和弘さん)

(1)グループホームやケアホームを、もっとつくること。家賃の補助をして、お金のない人も、グループホームで暮らせるようにすること。

知的障がい者のうち、入所施設でくらしている人は約12万人、グループホームやケアホームは約5万人。ひとりでアパート暮らしをしている人もいるけれど、重度の知的障がい者の多くは親といっしょにくらしている。これから日本はすごい勢いで高齢化がすすむ。とくに都市部では高齢者があふれるようになる。重い障害のある人の場合、親がいっしょに暮らしながら、日常生活の介助をしている。その親が年をとって、介護を必要とするようになったとき、障害者はどうなるのか。

ひとりでアパートにらすのが好きな人もいれば、家族や仲間といっしょにらすのが好きな人もいる。日本は年に3万人以上が自殺している。アジアの各国でも、自殺がふえてきた。WHOが調査をしているが、各国の自殺の原因に共通したものとして、「社会的孤立」が浮かび上がっているという。人間は、「孤立」というものに弱い生きものらしい。元気で、仕事なども調子がよいときには、ひとりでらすのがいいが、体や心が弱ったりしているときには、好きな人や仲間といっしょにいる方が心強い、という人もいる。個室でプライバシーを守りながら、ひとつ屋根の下で仲間といっしょにらすという生活スタイルは、もっと評価されてもいい。

入所施設でくらしている人は、いろんな経費を差し引かれても、毎月手もとに2万5000円が残るようにきめられている。ところが、グループホームでくらしている人には、そのような制度がない。年金とすくない収入で生活している障害者は多い。親が足りない分のお金を出して、グループホームでくらしている人も多い。このような不公平をなくし、グループホームやケアホームでくらしている人も、2万5000円くらいは、手元にのこるようにしてほしい。家賃補助でもいい。

(平野方紹さん)

特に重視すべきは、グループホーム・ケアホームで、この数的・質的向上が弱いことが地域移行を送らせているともいえます。自立支援法によりグループホームは、経営的に成り立たなくなり、ケアホームも事実上利用者を選別して、採算の取れる(手のかからない)利用者確保してなんとかやっている状況です。また、利用者からすれば、授産工賃もわずかで年金額も低い状況で、食費・光水熱費(管理費)・家賃を支払っており経済的には厳しい状況です。グループホーム・ケアホームの職員配置基準の引き上げ、報酬の引き上げ、利用者への住宅手当支給、ホームでのヘルパー利用の承認などの抜本的な改善が必要と考えます。

(三浦貴子さん)

住まいの場（ケアホーム・グループホーム、プライバシーに配慮した個室化された施設等を含めたバリアフリー住居）の選択肢が拡充されること。

ケアホーム、グループホームの質的・量的整備と制度の充実

（人員配置の改善、居宅介護サービス利用の制度化、整備の促進）

(森 祐司さん)

グループホーム及びケアホーム等利用時の助成制度を創設すること。また、施設の防災安全体制について人的配置を含め、強化充実を図ること。

(山本真理さん)

入所施設の新設はグループホームケアホームも含め禁止すること

何らかの共同住宅が必要な場合はあくまで利用者は居住権のある借地借家法による賃貸人と位置づけられる必要がある

参考資料の中から

(広田和子さん)

新体系のグループホーム・ケアホーム・福祉ホームの居住支援サービスの論議の中に病院の敷地内か外かという考え方がありますが、入院患者が、退院したと実感できるような所が、大事です。是非病院関係者には、入院患者の持つ可能性を信じて、外に出してしていただきたいと思います。

横浜市は、「民間住宅あんしん入居制度」を作り保証人のいない人を公的にカバーしています。全国的に地域に応じた制度ができることを望みます。

(中原 強さん)

地域生活を支えるグループホーム・ケアホームの推進・強化をしていただきたい。

地域移行が単に住まいへの移動だけではなく、障害のある方々が地域の中で安心と安全を保障されるよう、グループホーム・ケアホーム制度の更なる推進・強化を求めます。

また、消防法施行令の改正でグループホーム等が社会福祉施設と位置づけられるようになったことにより、消防署の立ち入り検査をきっかけとして建築確認を求められ、建築基準法上の用途が問題となっている自治体が出てきています。この課題について厚生労働省・総務省・国土交通省が連携して解決に向けた取り組みを行うよう求めます。

(光増晶久さん)

障がい者総合福祉法（仮称）制定までの間において当面必要な対策について

グループホーム・ケアホーム（以下グループホーム等と表記）は、入所施設・精神科病院からの地域生活移行の重要な福祉資源としてあるほか、在宅・家族からの地域生活移行の拠点ともなりうる福祉資源である。

ただし、一般住宅でスタートしたグループホーム制度も、支援費制度、障害者自立支援法で、住居の規模、支援体制、報酬構造など大きくかわってきました。

グループホーム等は、一人暮らしや結婚生活をめざす入居者には経過的な住居での共同生活の場であり、終の棲家とするか否かについても、利用者が決定し、そのための支援が組み立てられていく暮らしの場です。

当面必要な対策についてグループホーム等に関して意見を述べます。

1. グループホーム・ケアホームの名称をグループホームに統一しよう。
 - ・障害程度区分の非該当、区分1がグループホーム、区分2以上がケアホームに分かれています。実態はグループホーム・ケアホーム一体型事業者が多い。区分で事業形態をわける必要はない。
2. グループホーム等で生活できる所得保障を！
 - ・障害基礎年金2級（約6万6千円）だけの収入で生活している人が多く。また生活は苦しい。
 - ・グループホーム等から通所施設に通っても工賃収入は少ない人が多い。
3. グループホーム等の家賃補助の早期実現を！
 - ・家賃補助を自治体で実施している所もあるが、家賃が高くグループホーム等での生活ができない人も多い。入所施設利用者は補足給付（食費、光熱水費に関して）の制度があり、障害基礎年金2級では、2万5千円、障害基礎年金1級では、2万8千円、60歳以上は3万円が手元に残るようになっている。
 - 4月から利用者負担が低所得者で0円になったので障害基礎年金1級の利用者は手元に3万5千円が残る。グループホーム等の利用者にも補足給付的な考え方（家賃の補助）で手元に残る金額を確保することで、多くのグループ等の入居者の生活が向上し、地域生活が可能になる人が多くなる。
 - ・所得保障が実現できるまでは、家賃補助は必要です。
4. グループホームは住まいである。報酬は月額にすべきである。
 - ・入居者は1ヶ月の家賃を払い生活しています。世話人、支援員等職員は、一人二人がいなくても他の入居者の支援をしています。住まいの場に日額制度はなじみません。月額に戻すべきです。
5. グループホームに入居する前と入居してからも相談支援事業所の職員と相談できるようにしてください。
 - ・入居者が必要な支援は、入居者とサービス管理責任者だけでなく、地域の相談支援事業所の相談員と入居前、入居後も相談支援を受けられるようにし、入居者が孤立しないようにしてください。
6. グループホーム等の報酬のさらなる見直しを
 - ・昨年4月に報酬改定がありましたが、特に夜間支援体制に関する報酬は十分ではありません。入居者の介護・支援の状況により、夜勤、宿直、夜間の巡回による支援、防災機器による支援など様々な形態で夜間支援を実施している。障害程度区分によるのではなく、夜間支援の形態による加算制度に見直してほしい。特に小規模のグループホーム等で宿直体制をとると経営ができない報酬になっている。実態に合った報酬に改正していただきたい。
 - ・グループホーム等の支援の職員は、経験のある職員も必要です。現在の報酬では不十分です。早急な見直しが必要です。
7. グループホーム等でのホームヘルプサービスの利用制限の見直しを
 - ・現在ケアホームで障害程度区分4以上の入居者が居宅介護の利用が可能になります。昨年10月から身体障害者のグループホーム等の利用が可能になりました。障害程度区分にかかわらず、必要な人に居宅介護を利用できるようにしてほしい。また居宅介護の国庫基準の見直しをしてほしい。特に障害の重い人がケアホームで個別の居宅介護を受ける場合、市町村の格差が大きい。必要な支給量を認めてほしい。
8. グループホーム等の体験入居を使いやすく
 - ・昨年4月からグループホーム等の体験入居の制度ができました。入所施設・精神科病院から、在宅の人、特別支援学校の生徒の体験利用も可能になり、話や映像での説明では得られない実際の体験が可能になり、利用も増えています。ただし空き

室を確保しなければならない事、市町村によっては、申請がその都度、生徒の利用に支給制限を設けている事など課題もあります。より使いやすくするために市町村の理解を得たいところです。

9. グループホーム等の生活の評価は入居者の声や想いを反映させましょう

・グループホーム等で生活する人が、グループホーム等の評価をする試みが大切だと思います。当学会の入居者委員会のみなさんの活動と実績が当学会のホームページに掲載されています。参考にしてください。

<http://gh-gakkai.com/library/dvd2007.pdf>

10. グループホーム等は一般住宅で

- ・消防法でグループホーム等は「社会福祉施設」として位置づけられましたが、グループホーム等は、「社会福祉施設」でなく、「住宅」として位置づけるように改正すべきです。「住宅」と位置づけた上で、グループホームの安全性の確保のためには必要な設備への助成をおこなってください。
- ・建築基準法では自治体によってグループホーム等の取り扱いが異なります。一般住宅では認められず、「寄宿舍や共同住宅」への用途変更を求められる自治体もあります。そのために戸建て住宅を使用したグループホームの設置ができなくなっています。戸建て住宅を使ってグループホームを設置できるように省庁間の調整をおこなってください。
- ・国庫整備補助でのグループホーム等の創設、修繕に関して補助金がでています。補助の箇所数を大幅に増やしてください。

11. 障害程度区分は撤廃し、入居者の必要な支援ができるような新しい制度にする行程を示してください。

12. 地域生活移行の拠点はグループホーム等です。

- ・入所施設・精神科病院から地域生活移行する場合、多くの方はグループホーム等を選択肢としています。
- ・個室の部屋で暮らす環境が提供されます。安心・安全・快適に暮らせるかが重要なポイントです。また所得の少ない人が障害基礎年金だけで暮らせるかも重要な事です。これらの課題を解決して、多くの方がグループホーム等で生活できる社会を皆さんと協同で創りましょう。グループホーム等は終の棲家ではありませんが、終の棲家とするか否かについても、利用者が決定し、そのためにも支援が組み立てられていく地域の暮らしの場です。

なおこの意見書で表現した記載事項は、「グループホーム(ケアホーム)全国基礎調査2009 報告書」～グループホームの実態を検証する～」を参考にしています。当学会ホームページで公開しています。

<http://gh-gakkai.com/pages/thema-base.html>

資料として「もう施設には帰らないー総合福祉法(仮称)の検討にあたっての意見書」2009.12.8.も参考にしてください。

たまには太陽の子・手をつなぐ、たまにはつなぐちゃんベクトル、たまにブログたまにはチェック



大阪市天王寺区生玉前町 5-33 社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所発行